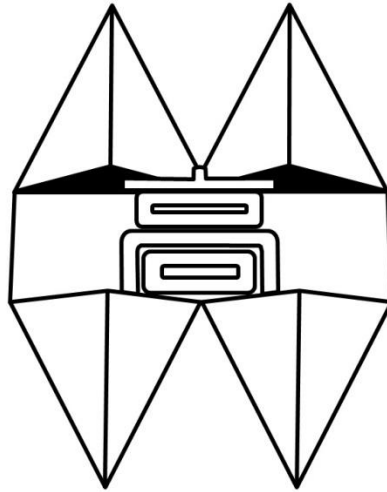



# 校章



中国殷時代の甲骨文字の貝（）を参考にしてデザインし、  
一双の舟にも見えます。これは、生徒がお互いに友情を育て、やが  
て日本各地、あるいは遠く海を越えて、国際社会に舟出して行って  
欲しいという願いをこめています。

## 目 次

1. 君が代	1
2. 校歌	2
3. 教育方針	3
4. 学則	4
5. 在校生・保護者の方へ	8
6. 生徒会々則	12
7. 生徒会クラブに関する規定	16
8. 生徒会選挙管理規定	18
9. 図書館規定	19
10. 災害時の休業について	20
11. 成績評価についての規定(抜粋)	21
12. 校時表	23

# 君が代

古歌  
林 広守 作曲



きみがーよーはちよにーーやちよに  
さざれいしのいわおとなりて  
こけのむすーまーで

君が代

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

# 校 歌

作詞 池田 一二  
作曲 小川 研二

♩=96 おおらかに胸をはって



1) みどり — のかぜが そよめくおか — に わ  
2) いりひ — のなみが さやめくうみ — に わ



れ — らつどい てしんわのちぎり しれんに  
れ — らこぞり てじりつのひとみ じゆうと



ほほえみくなんにいさみつよ く — あかるくたく  
きりつのおしえをむねにこころ — あかるくさわ



ましくきぼう — のみねにまゆあげ  
やかにりそう — のかなたあおぎみ



てまなびのみちをひと — すじにかい  
てまことのみちをひた — すらにかい



づかみなみ われらのこう こう  
づかみなみ われらのこう こう

## 校 歌

作詞者 池田 一二

一、みどりの爽風が そよめく丘に  
われら集いて 親和の契り  
試練に微笑み 苦難に勇み  
強く 明るく たくましく

希望の峰に 眉あげて  
学びの道を ひとすじに  
貝塚南 われらの高校

一、夕陽の波が さやめく海に  
われら挙りて 自立の瞳  
自由と規律の 校訓を胸に  
こころ 明るく さわやかに

理想の彼方 仰ぎみて  
真理の道を ひたすらに  
貝塚南 われらの高校

## 教育方針

校訓 自由と規律（自己規律）

教育目標 人間尊重に徹した、真に国際社会に通用する、  
「明るく、たくましく、心さわやかな人間」を育成する。

## 創立記念日

6月25日

# 大阪府立貝塚南高等学校学則

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 課程、学科、収容定員及び職員の組織（第2条・第3条）
- 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日（第4条～第7条）
- 第4章 教育課程及び授業日時数（第8条）
- 第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定（第9条・第10条）
- 第6章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等（第11条～第20条）
- 第7章 入学料及び授業料（第21条～第24条）
- 第8章 賞罰（第25条・第26条）

## 第1章 総則

（学則の目的）

第1条 この学則は、大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年大阪府教育委員会規則第7号）第9条の規定に基づき大阪府立貝塚南高等学校（以下「本校」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

（課程、学科及び収容定員）

第2条 本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程            普通科        760人

（職員の組織）

第3条 本校の職員は、校長、教頭、首席、教諭、養護教諭、講師、総括実習教員、実習教員、事務長、主査、副主査、主事、技師、その他必要な職員をもって組織する。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第4条 修業年限は、3年とする。

（学 年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第6条 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- 一. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二. 日曜日及び土曜日
- 三. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- 四. 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 五. 春季休業日 3月16日から4月7日まで

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て別に休業日を定め、又は休業日を変更することがある。
3. 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことがある。

#### **第 4 章 教育課程及び授業日時数**

(教育課程及び授業日時数)

第 8 条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2. 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

#### **第 5 章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定**

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第 9 条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。

2. 各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。
3. 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、様式第 1 号による卒業証書を授与する。
4. 校長は、必要と認めた者には、様式第 2 号による卒業証明書、様式第 3 号による単位修得証明書、様式第 4 号による成績証明書及び様式第 5 号による在学証明書を交付する。

(原級留置)

第 10 条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

#### **第 6 章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等**

(入学資格)

第 11 条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一. 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- 二. 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三. 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- 四. 文部科学大臣の指定した者
- 五. 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 六. その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(第 1 学年の入学)

第 12 条 第 1 学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、委員会の定めるところにより、入学を許可する

(編入学及び転入学)

第 13 条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学を許可する。

- 一. 高等学校等に在学した者、又は、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学（以下この条において「編入学」という。）を願い出た者

二. 他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下この条において「転入学」という。）を願い出た者

2. 前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は様式第6号による願書を校長に提出しなければならない。

（誓約書及び確認書等）

第14条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、様式第8号による誓約書及び様式第9号による確認書を校長に提出しなければならない。

2. 入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があった者は、変更後の住民票の写し等を校長に提出しなければならない。

（保護者等の異動の届け出）

第15条 保護者等はその住所その他に異動があったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

（転学）

第16条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は、様式第10号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第16条の2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、様式第10号の2による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（海外からの留学生の受入れ）

第16条の3 海外から本校に留学をしようとする者は、様式第10号の3による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第17条 退学をしようとする生徒は、様式第10号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（編入学及び退学）

第17条の2 編入学及び退学をしようとする生徒は、様式第10号の4による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第18条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、様式第11号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3. 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

4. 校長は、前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

（復学）

第19条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、様式第12号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

（感染症予防措置）

第20条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2. 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、



あるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

## 第 7 章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料)

第 21 条 入学料及び授業料の額は、大阪府立学校条例（平成 24 年大阪府条例第 89 号）の定めるところによる。

(納付方法等)

第 22 条 前条の入学料及び授業料は、委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2. 既納の入学料及び授業料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(免 除)

第 23 条 第 21 条に定める入学料及び授業料は、委員会の定めるところにより、免除することがある。

(入学許可の取消し)

第 24 条 校長は、入学を許可された者が、第 22 条第 1 項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

## 第 8 章 賞 罰

(褒 賞)

第 25 条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲 戒)

第 26 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三. 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 在校生・保護者の方へ

### 1. 規則正しい生活を心がけよう

当たり前のことですが、欠席・遅刻をしないこと。校時表は「学年通信」で確認してください。やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、必ず学校へ連絡してください。欠席等、諸届けのしかたは次の通りです。

- ① 欠席・遅刻をする場合は、学校へ保護者の方からクラッシーや電話で連絡をしてください。  
電話番号 072-432-2004（朝は8：00以降でお願いします）  
FAX 番号 072-432-5278
- ② 登校後、何らかの理由で早退・外出が必要になった場合は、必ず担任に届け、許可を得てください。
- ③ 体育の授業を見学する場合は、体育の授業が始まる前に担当の先生に申し出てください。（場合によっては診断書・意見書等の提出が必要な場合があります。）

遅刻が一定回数以上になると遅刻指導（裏面参照）をおこないます。

#### 【学校遅刻】

登校時に遅刻（8時40分チャイムの鳴り始め）した場合は、「学校遅刻入室許可証」が必要です。職員室で「入室許可証」に必要事項を記入し、遅刻担当の先生の判をもらった上で、授業担当の先生に「入室許可証」を渡して教室に入室してください。

#### 【授業遅刻】

毎時間の授業遅刻の場合は、「授業遅刻入室許可証」が必要です。学校遅刻と同様の手続きをして、授業に入りなさい。入室許可証を持っていない生徒は、教室に入室できません。移動教室等での授業遅刻にも気を付けましょう。

#### 【早退】

職員室へ行き、事情を自分で説明し「早退許可証」を発行してもらってから下校しなさい。早退許可証がなかったら無断早退となり別途指導になるので注意しましょう。

### 2. 持ち物の自己管理を

持ち物については必ず記名し、自分で管理してください。多額の現金や貴重品は持ってこないことが基本ですが、やむを得ず持参した場合は、肌身離さない、あるいは担任に預ける等の対応をお願いします。男子の柔道着以外、教室内に私物を置いて帰ることはできません。  
下足ロッカーと自転車は必ず施錠しましょう。ロッカーの鍵番号を忘れないこと。

### 3. 携帯電話・タブレット端末について

授業中に作動したり、触っていた場合、机の上に置いていた場合は預かり指導を行います。SHR中・授業中・集会中は電源やアラームを切り、カバンに入れておくことを徹底して下さい。作動した場合や操作した場合については、指導（裏面参照）をおこないます。

#### 4. 頭髪・服装指導について

##### 【頭髪】

染色・脱色・パーマ・カール・エクステ等は厳禁します。違反者はすぐに直してもらいます。繰り返しの違反や指導に従わない場合は別途指導となります。

##### 【服装】

防寒着は必ずブレザーの上から着用すること。違反者は預かりになります。

式典時は白カッターにネクタイ・リボンを着用すること。

アクセサリー（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット（ミサンガ、リストバンドを含む））は禁止です。違反時は、即時預かります。担任が保管し年度末まで返却はできません。

女子スカート巻き上げない、切らない腰の位置で着用しましょう。

スラックスは裾を巻き上げないこと。腰で履かず、ベルトを締めましょう。

制服の改造（短くしたり、縫う）があった場合は学校で預かり指導となります。

帽子は校舎内での着用は禁止となっています。

#### 5. 言葉遣いについて

目上の方と会話するときはきちんとした言葉遣いをしましょう。それは学校現場でも一緒です。また、他人が聞いて不快に感じるような言葉や人権侵害のような発言があった場合、別途指導対象となります。

私生活から言葉遣いを直していきましょう。

#### 6. 通学路に関して

交通事故や迷惑にならないように注意しましょう。自転車の2人乗りや並列走行、歩きスマホ等は危険です。やめましょう。

また、本校指定の通学路を守り登下校しましょう。（裏面参照）。

#### 7. SNS 使用に関して

フェイスブック、ツイッター、ライン、ブログ等を利用する際はマナーを守ること。写真の掲載や書き込みは本人の了解なく行ってはいけない。また他人を誹謗中傷する内容を書き込まない。犯罪に巻き込まれる可能性があるため、個人を特定できる情報を書き込まないとともに、ネット上で知り合った相手とは実際に会わない。

学校としても SNS の使用に関して上記のようなことがあった場合、別途指導対象となります。



## 学校遅刻指導の要項

生活指導部

遅刻の増加が本人の成績不振・留年・進路未定、まわりの人への迷惑となっていることから、遅刻を減らすための指導・援助を行う。

### 各期間

第1期	1学期	学校開始時	～	1学期	中間考査まで
第2期	1学期	中間考査後	～	1学期	期末考査まで
第3期	1学期	期末考査後	～	2学期	中間考査まで
第4期	2学期	中間考査後	～	2学期	期末考査まで
第5期	2学期	期末考査後	～	学年末考査まで	

累積には該当しない。(各期間でリセットされる。)

各期間3回学校遅刻が発生した時点で保護者に連絡させていただきます。  
そのまま改善されなく遅刻が5回になれば遅刻指導対象者になります。

## 授業遅刻の指導について

生活指導部

### 《指導対象のカウントについて》

- ・ 学校遅刻と同様の各期間でカウントする
- ・ この期間中に5回に達した時点で学年指導を行う
- ・ その後3回授業遅刻する毎に指導を行う  
(8回 11回 14回 17回・・・)

\* 学年指導に従わない場合には別途指導を行う

- 授業開始後の『トイレ退出』や『忘れ物を取りに行く』などの場合も入室許可証が必要であり、カウントの対象となる。

## 携帯電話・タブレット端末指導について

生活指導部

※ テスト及び授業時は電源を切りカバンの中に片付けること。

授業・HR・集会中に作動したり触っていた場合

- 1回目・・・担任指導  
担任が預かり放課後に指導のうえ返却します。
- 2回目・・・学年生指指導  
学年生活指導部員が放課後に書写課題と指導を行います。  
その後返却します。  
書写課題の量は回数ごとに違います。
- 3回目・・・学年生指指導  
学年生活指導部員が放課後に書写課題と指導を行います。  
その後返却します。
- 4回目・・・生活指導部長指導  
生指部長が放課後に書写課題と指導を行います。  
その後返却します。
- 5回目・・・生活指導部長訓告  
生指部長が放課後に書写課題と指導を行います。  
保護者の方に来校して頂き、生徒と一緒に指導を行います。  
携帯電話・タブレット端末は保護者の方に返却します。

# 生徒会々則

## 第1章 名 称

第1条 本会は大阪府立貝塚南高等学校生徒会という。

## 第2章 目 的

第2条 本会は自治活動の実践を通じて、自主性と自己規律を養い、人間尊重に徹した人間を育成する民主的な学園の建設を目的とする。

## 第3章 会 員

第3条 本会の会員は大阪府立貝塚南高等学校生徒とする。

第4条 会員は選挙権、被選挙権および会の目的を実現するのに必要な権利と義務をもつ。

## 第4章 生徒総会

第5条 生徒総会は本会の最高決議機関である。

第6条 生徒総会は次の場合に開催される。ただし、開催にあたっては議案を事前に告示する。

イ. 全会員の3分の1以上の要請があった場合。

ロ. 生徒会本部が必要と認めた場合。ただし、その場合議会の3分の1の要請を必要とする。

第7条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、議案の決議には出席人数の4分の3以上を要する。

第8条 生徒総会の運営については、生徒会本部の責任において行う。

## 第5章 機 関

第9条 本会は次の機関をおく。

- (1) 議会
- (2) 生徒会本部
- (3) 生徒会各委員会
- (4) 学年委員会
- (5) クラブ部会およびクラブ連絡会
- (6) 学級委員会

第10条 会議は各機関構成員の過半数をもって成立する。公開を原則とし、傍聴者は議長の承認を得て発言することができる。ただし、特別の場合は、傍聴を拒否することができる。

第11条 各機関の議事は原則として出席人数の多数決によって決し、可否同数の場合は議長の決定による。

## 第6章 役 員

第12条 本会は下記の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 書記2名
- (4) 学年代表各1名
- (5) 執行委員6名以内

第13条 役員任期は12月1日より翌年11月30日までの1年間とする。ただし、新1年生の学年代表の任期は4月1日より11月30日までとする。

第14条 役員は生徒会本部を構成し、本会の会務執行の権限と責任を有する。また、生徒総会を運営し、議会、生徒会委員会、学年委員会およびクラブ部会等に出席し発言することができる。

第15条 会長は本会を代表し、会の運営を総理する。また、議会に対して各期末に生徒会運営に関する報告を行う。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。

第17条 書記は各機関の連絡機関となり、特に下記の事項については記録をとり保管する。

- (1) 生徒総会
- (2) 議会
- (3) 生徒会委員会
- (4) 学年委員会
- (5) クラブ部会およびクラブ連絡会
- (6) 役員名簿
- (7) 会則、規約の改正
- (8) その他必要事項

第18条 学年代表は各学年の諸問題を生徒会に反映させ、学年の取り組み等を学校内外に発信する事をその任務とする。

第19条 執行委員は他の役員と共に議決機関の決定を執行する。

第20条 会長、副会長、書記、執行委員は会員全員により選出される。学年代表は各学年会員により選出される。

第21条 会長に欠員を生じたときは、副会長がただちにその職につき、会長以外の役員に欠員を生じたときは、新規役員をその選出母体から選出する。

第22条 会員は本部役員をリコールすることができる。リコールについては別に定める。

## 第7章 議 会

第23条 議会は全会議を代表する決議機関である。

第24条 議会は各学級より選出された議員で構成し、正副議長は議員の互選による。

第25条 議会は本会の運営に必要な権限が与えられる。また、議会の関係事務、報告、決議、修正などはすべて本会議によって全体に伝えられる。

第26条 定例議会は毎月1回開くことを原則とし、臨時議会は会長の要請または議員の4分の1以上の要求により開かれる。

第27条 議会の召集は議長が行う。

## 第8章 生徒会本部

第28条 生徒会本部は本会の執行機関である。

第29条 生徒会本部は本会役員によって構成される。正副委員会には会長および副会長があたり、原則として毎週1回委員会を召集する。また、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。

第30条 本部並びに各委員会の活動を推進するために、各委員会の正副委員長による拡大本部委員会を開くことができる。

## 第9章 生徒会委員会

第31条 生徒会委員会は、生徒会本部のもとにおいて、各部門を担当する。

第32条 前条に云う各部門とは下記の委員会である。なお、委員会は各学級より選出された委員をもって構成する。

- (1) HR委員会
- (2) 文化委員会
- (3) 図書委員会
- (4) 体育委員会
- (5) 保健委員会

第33条 各委員会の主要な任務は下記の通りである。

- (1) HR委員会…学級の業務を総括し、学級を代表して議会を構成する。
- (2) 文化委員会…校内の文化的行事の計画、立案および実施などの業務を行う。
- (3) 図書委員会…図書館の運営に生徒の意思を反映し、利用者に対するサービスなどの業務を行う。
- (4) 体育委員会…体育行事に関する業務を行う。
- (5) 保健委員会…校内の美化および環境整備などの業務を行う。

第34条 各委員会は委員長、副委員長を互選によって選出する。委員長は各委員会の議長となり、必要に応じて活動状況を生徒会本部に報告する。

## 第10章 学年委員会

第35条 学年委員会は当該学年のHR委員をもって構成し、学年の諸問題を検討する。その指導には学年代表があたる。

## 第11章 クラブ部会およびクラブ連絡会

第36条 生徒会本部のもとに、下記の部会をおき、各クラブ間の調整をはかる。

- (1) 文化部
- (2) 体育部

第37条 議会により認可されたクラブは、上記の文化部または体育部に所属しなければならない。

第38条 文化部および体育部の部会では、所属クラブの代表者達の互選により、それぞれ文化部長、体育部長を選出する。

第39条 文化部長および体育部長は、そこに所属するクラブ間の活動の調整をはかり、生徒会本部と各クラブ間の連絡を密にするよう努力する。

第40条 各クラブはクラブ連絡会を構成し、プログラムを円滑に進めるために代表者を送らねばならない。

第41条 クラブに関しては別に規定する。

## 第12章 学級委員会

第42条 各学級とも互選によって、下記の学級委員を選出する。

- (1) HR委員 2名（男女各1名）
- (2) 文化委員 4名
- (3) 図書委員 1名
- (4) 体育委員 4名（男女各2名）
- (5) 保健委員 2名（男女各1名）
- (6) 選挙管理委員 1名



2. 学級委員の任期は4月1日より9月末日（前期）、10月1日より3月末日（後期）までとする。ただし、文化委員、図書委員および選挙管理委員の任期は1年とする。

第43条 HR委員は議会の議員として出席する。その他の役員は生徒会委員の各部門の委員として出席する。

第44条 学級委員会はHR委員が議長となり各委員の協力のもとに学級の円滑な運営をはかり、議会および各委員会に学級の意思を反映する。

### **第13章 選挙管理委員会**

第45条 本会は選挙の公正を期するため、選挙管理委員会をおく。

第46条 選挙管理委員会および選挙に関する事項は別に規定する。

### **第14章 財政**

第47条 本会の諸経費は会費、その他の収入でまかなわれる。

2. 経費は職員会議の了解を得た上で、財政の状態に応じて支払われる。

### **第15章 教員顧問**

第48条 本会は顧問をおく。

2. 顧問は教員をもってこれに充てる。

3. 顧問は生徒会各機関の指導助言に当たり、必要に応じて職員会議に報告する。

### **第16章 最高決定権**

第49条 校長は本会の目的を達成するため、生徒会の一切の活動に対して、最高決定権を保有する。

### **第17章 会則の改正**

第50条 本会則の改正案は書面にして会議に提出する。

2. 提出された改正案は議会の3分の2以上の多数決によって可決され、職員会議の承認を得て成立する。

### **附 則**

本会則は昭和50年9月11日より実施される。

令和4年3月24日に一部を改正し、同日に施行する。

# 生徒会クラブに関する規定

## 第1章 総 則

第1条 生徒会々則第41条に基づき、クラブに関して下記のように規定する。

## 第2章 目 的

第2条 クラブ活動は生徒会活動における自主的な自治活動の一環であり、豊かな人間性の育成と民主的規律を体得する場として設定される。全生徒は積極的にクラブ活動に参加し、真に独立自尊の精神の涵養に努めなければならない。

第2条 各クラブはそれぞれのクラブ規約を設ける。ただし、その規約は生徒会諸規定に抵触してはならない。

## 第3章 構 成

第4条 クラブ部員は本校生徒会員に限る。

第5条 原則として各クラブは5名以上の部員によって構成される。

第6条 各クラブは部員の互選によって、部長、副部長を各1名おく。

第7条 顧問は全教員がこれにあたる。各クラブおよび同好会は、本校教員が顧問として1名以上参加しなければならない。

第8条 顧問はクラブ活動や財政に関して、種々の助言と勧告を行う。なお顧問は校長によって委嘱され、任期は1年であり、重任はさしつかえない。

第9条 顧問は、原則として2クラブ（文化系1体育系1）に所属する。

第10条 同好会の目的、構成運営はクラブに準ずるものとする。ただし、生徒会援助金は受けられない。

## 第4章 運 営

第11条 各クラブの部長は部員名簿、クラブ規約をまとめる。

第12条 休日学校の施設を利用することは原則として認めない。やむを得ずクラブ活動を実施する場合は顧問の付き添いを必要とする。

第13条 下校時刻以降のクラブ活動の時間は、顧問の付き添いがあれば延長することができる。

第14条 夏休み等のクラブ活動については、活動計画を提出する。

第15条 クラブがその目的に反した活動を行ったときは、関係機関にはかり、活動停止など適当な処置をとることができる。

## 第5章 新設および統合・解散

第16条 クラブの新設には下記の手続きが必要である。

1. まず同好会として発足する。
2. 同好会の設立の目的を明示し、文化系5名、体育系10名以上の設立発起人と顧問名とを付記し生徒会に提出する。議会の承認と各クラブ顧問会議および職員会議の同意を得て設立される。学校は自治活動の育成のために諸条件を勘案し、できる限りの配慮をもってこれにあたる。
3. 同好会がクラブとなるには3年の活動期間を経たのち、必要事項を書式に記入し各部長会議の参考意見を添えて生徒会に提出する。各クラブ顧問会議および職員会議の承認を得て設立される。

4. 既存のクラブが2つ以上統合し、新たに1つのクラブとして活動する場合は、議会の承認と、各クラブの顧問会議および職員会議の同意を得なければならない。

第17条 年度末でのクラブの解散等に関する規定を、下記のように定める

1. 1・2年生の部員が在籍しない体育系部活動は、年度末を持って休部とする。
2. 1・2年生の部員が在籍しない文化系部活動は、年度末を持って解散する。
3. 過去2年間、公式戦への出場がない体育系部活動は、年度末を持って休部とする。

また、上記に関わらず、クラブが自主的に解散するのは自由である。ただし、その理由を生徒会本部に提出しなければならない。

## 第6章 財 政

第18条 クラブの運営はクラブ費、生徒会援助費などによってまかなわれる。

第19条 各クラブは2月末日までに、今年度における援助費の決算明細書を提出しなければならない。

第20条 各クラブは5月1日までに、今年度の総合的な予算案を生徒会本部に提出する。それに基づいて本部側と部長の間に個別に予算折衝を行い、議会の承認と職員会議の同意を経て執行される。

## 第7章 附 則

本会則は昭和50年9月11日より実施される。

令和5年2月16日に一部を改正し、同日に施行する

## 生徒会選挙管理規定

- 第1条 選挙管理委員は、生徒会本部役員選挙に関する事務を管理し執行する。
- 第2条 選挙管理委員会は常設とし、選挙管理委員により構成される。
- 第3条 選挙管理委員は、一切の選挙運動に携わることはできない。
- 第4条 選挙管理委員は、次の事を行う。
1. 選挙日および投票場所の告示（立候補受付日より1週間前までに行うものとする）。
  2. 立候補届けの審査、並びに立候補者の告示。
  3. 全立候補者による立会演説会の開催。
  4. 投票の管理、開票の事務および当選者の告示。
  5. 再選挙、補欠選挙、その他役員進退に関すること。
  6. ポスターの枚数、掲示場所、その他特に必要な事柄の指定。
- 第5条 全会員は、各役員選挙にそれぞれ1票の選挙権を有する。ただし、各学年代表の選挙に関しては、会員の属する学年の代表に限り1票の選挙権を有する。
- 第6条 被選挙権は、3年生を除く1・2年生とする。ただし、各学年代表の被選挙権は、会員の属する学年に限る。
- 第7条 当選者は、得票数の多い順とし、同数の場合は決選投票を行う。
- 第8条 選挙は、有権者の3分の2以上の投票がなければならない。これに満たない場合は、再選挙を行う。
- 第9条 代理投票、不在者投票は認めない。開票は原則として即日開票する。
- 第10条 立候補者が1名の場合は信任投票とし、有効投票数の2分の1以上の賛成によって信任される。
- 第11条 不信任となった場合、選挙管理委員会は、すみやかに再選挙を告示しなければならない。
- 第12条 各選挙において、その効力に対して異議のある者は、その投票日から7日以内に、選挙管理委員会にその旨を申し立てることができる。
- 第13条 異議申し立てのあった場合、選挙管理委員会は、慎重に討議し、選挙管理規定に違反する事実が認められた場合は、選挙の一部または全部の無効を決定しなければならない。
- 第14条 前条の無効が成立した場合、選挙管理委員会は、すみやかに再選挙の告示をしなければならない。
- 第15条 次にあたる投票は無効とする。
1. 正規の投票用紙を用いないもの。
  2. 投票規定の人数を超えた数の氏名を記入したもの。
  3. 候補者の氏名以外のことを記入したもの。ただし、学年・組・敬称はこの限りではない。
  4. どの立候補者を指すのか確認しがたいもの。
- 第16条 選挙運動は、立候補届け出日より投票日までとする。
- 第17条 その他選挙に関する細目は、選挙管理委員会が告示と共に発表する。
- 第18条 当選者が定数に満たない場合は、補欠選挙を行う。

# 図書館規定

## 第1章 開館および休館

第1条 本館の開館日と開館時間は次の通りである。(原則)

- (1) 昼休み時 12:40～13:20  
放課後 15:20～16:00
- (2) 考査期間中 休館
- (3) 長期休暇中の開館日と開館時間は別に定める。

## 第2章 閲覧および貸出し

第2条 本館の館内閲覧は開館時においてはいつでもできる。

2. 閲覧室内の図書、新聞および雑誌は閲覧室内では自由に閲覧できるが、読み終わった時には必ずもとの位置に返すこと。

第3条 本館の館外貸出しおよび返却は、開館時においてはいつでもできる。

2. 館外に図書を借りる場合には、カウンターで所定の手続きをとること。

第4条 貸出し冊数は1人1回5冊までとする。

ただし、長期休暇中は1回につき20冊まで貸出すことができる。

第5条 貸出し図書の貸出し期間は2週間以内とする。ただし、長期休暇中の貸出し期間は別に定める。

第6条 次の図書は貸出し禁止図書とする。

- (1) 辞書、辞典、年鑑類、雑誌類
- (2) その他(禁帯出のラベルを貼付してあるもの)

第7条 また貸しは厳禁とする。

第8条 貸出し中の図書を紛失した場合は、原則として同一図書で弁償しなければならない。

第9条 この規定に違反した時は、閲覧および貸出しを停止することがある。

## 第3章 パソコンの利用

第10条 図書館にあるパソコンの利用については、別に定める。

### 附 則

1. 館内では静粛にし、談話や飲食など他人に迷惑となるような行為をしてはならない。
2. 図書への落書き、ページの切り取りなど、図書を破損する行為をしてはならない。
3. 図書を無断で持ち出した場合は、学校の指導の対象となる。

## 災害等発生時の対応について

災害等発生時の対応については、下記の場合、基本方針に従う。

- I. 暴風警報・特別警報が発令された場合。
- II. JR阪和線（鳳～和泉鳥取）が、運休中の場合。
- III. 大阪府教育委員会の指示があった場合。
- IV. 生徒の安全に支障があると学校が判断した場合。

（基本方針）

- ・ 7時までに上記警報が解除された場合 → 予定どおりのSHR・授業
- ・ 8時までに上記警報が解除された場合 → 9時40分：SHR 2限から授業開始
- ・ 9時までに上記警報が解除された場合 → 10時40分：SHR 3限から授業開始
- ・ 10時までに上記警報が解除された場合 → 11時40分：SHR 4限から授業開始
- ・ 10時現在、上記警報が発令中の場合 → 臨時休校

1. 午前中で授業や行事などが終わる日は、9時現在で暴風警報・特別警報が発令中の場合、臨時休校とします。
2. 授業時間を短縮して、当日の全科目の授業を行う場合があります。始業時刻に関わらず、当日の全科目の授業の準備をして登校してください。
3. 情報元により警報などの発表時刻が違う場合があります。緊急連絡用掲示板に、その時点での措置を掲載しますので、確認するようにしてください。
4. 通常授業以外の考査や行事などがある日については、上記の措置に沿いながら、緊急連絡用掲示板で具体的な内容をお知らせします。
5. 本校へ電話で問い合わせをすると、回線が混雑し、つながりにくいことが考えられます。できるだけ緊急連絡用掲示板で確認するようにしてください。
6. ただし、緊急連絡用掲示板も万能ではありません。機器の故障や担当者の事故、通信網のトラブルなどにより、機能しない場合があります。安全第一で行動してください。
7. 生徒の学習の実損回復のため、災害で休業になった日の授業は、原則として後日その学期内に実施する。考査については順延とする。
8. 災害のための休業中は、事故防止の観点から、原則として生徒の登校は禁止する。

※ 居住地の市町村で暴風警報・特別警報が発令されている場合は、上記と同様に行動してください。

## 成績評価についての規定（抜粋）

### I 履修の認定

#### （第 11 条）

校長は、生徒の教科等の授業における欠課時数が、当該教科等の単位数に 35 を乗じた数（出席停止・忌引等（就職及び受験により出席しなかった場合を除く。）がある場合は別途算出した数）の 3 分の 1（小数点以下切り捨て）を超えない場合、当該教科等についての履修が修了したものと認定する。但し、特別の事情により、この規定によりがたい場合は、校長が別途履修の修了の認定の可否を判断する。

### II 修得の認定

#### （第 12 条）

- ① 校長は、前条の規定により履修の修了が認定された教科等又は「総合的な探求の時間」について、当該教科等又は「総合的な探求の時間」の目標や内容に照らし、その実現状況が満足できると認めるとき、当該生徒に対し、当該教科等又は「総合的な探求の時間」の単位の修得を認定する。
- ② 前項の場合、教科等の 5 段階評価値は「2」以上とし、「1」は単位の修得を認めない。

### III 進級の認定

#### （第 13 条）

- ① 校長は、生徒が次号の要件をすべて満たすとき、当該生徒に対し、進級を認定する。
  - 1 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 以下である。
  - 2 教育課程における当該学年の履修科目について、「総合的な探求の時間」の欠課時数が、第 11 条で規定する時間の 3 時間以内の超過（未超過を含む）であり、他の全科目の履修が認定されている。
  - 3 教育課程において当該学年での履修科目について、1 年次については 23 単位以上、2 年次については累計 50 単位以上の修得が認定されている。
  - 4 特別活動について、その成果が十分満足できると認められる。
- ② 第 1 項をすべて満たす者のうち、当該学年での履修科目の未修得単位を有する者（以下、「追認定対象者」という。）は、次章に定める規定に従う。
- ③ 第 1 項のいずれかの要件を満たさない者に対しては、原級留置とする。但し、特別の事情により、この規定によりがたい場合は、校長が別途進級の可否を判断する。

## IV 追認定

### (第15条)

「総合的な探求の時間」の欠時数超過による追認定対象者は、履修修了認定のための補習（超過時間数分）を受けなければならない。その他の追認定対象者は、当該科目が実施する追認定の考査を受験しなければならない。但し、実技を主とした教科等（体育、芸術等）は、追認定考査を実施しない場合がある。

### (第16条)

- ① 追認定の考査は、以下の時期に行う。
  - 1 第1学年及び第2学年については次年度の年度当初から8月末までとする。  
但し、「総合的な探求の時間」の履修修了認定にかかる補習は、当該年度内に行う。
  - 2 第3学年については2月中とする。
- ② 追認定判定会議は、追認定考査終了後速やかに行う。
- ③ 追認定判定会議で修得を認められた科目については、評定を「2」（「総合的な探求の時間」については「修」）とする。

## V 卒業の認定

### (第17条)

- ① 校長は、生徒が次号の要件をすべて満たすとき、当該生徒に対し、卒業を認定する。
  - 1 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である。
  - 2 教育課程における第3学年の履修科目について、全科目の履修及び修得が認定されている。
  - 3 特別活動について、その成果が十分満足できると認められる。
- ② 第1項第2号について、「総合的な探求の時間」の欠課時数が、第11条で規定する時間の3時間以内の超過（未超過を含む）であり、かつ未修得科目数が2以下、または未修得単位数が6以下である者（以下、「追認定対象者」という。）は、前章に定める規定に従う。
- ③ 前項による追認定を実施する場合、追認定判定会議において、全科目の履修が認定され、かつ累計修得単位数が74以上を有する生徒について、卒業を認める。
- ④ 第1項第1号若しくは第3号又は第3項のいずれの要件を満たさない者に対しては、原級留置とする。但し、特別の事情により、この規定によりがたい場合は、校長が別途卒業の可否を判断する。



## 校 時 表

### [平常時]

予 鈴	8 : 35		
S H R	8 : 40	～	8 : 50
1 時限	8 : 50	～	9 : 40
2 時限	9 : 50	～	10 : 40
3 時限	10 : 50	～	11 : 40
4 時限	11 : 50	～	12 : 40
昼休み	12 : 40	～	13 : 20
予 鈴	13 : 20		
5 時限	13 : 25	～	14 : 15
6 時限	14 : 25	～	15 : 15
終 礼	15 : 15		
清 掃			

### [考查日]

予 鈴		8 : 35		
S H R		8 : 40	～	8 : 45
1 時限	着席	8 : 45		
	考查	8 : 50	～	9 : 40
2 時限	着席	9 : 50		
	考查	9 : 55	～	10 : 45
3 時限	着席	10 : 55		
	考查	11 : 00	～	11 : 50